

横手市介護保険事業者の事故報告に関する取扱要領

第1 目的

この要領は、横手市介護保険事業者の事故報告に関する取扱要綱第6条に基づき、横手市内に事業所がある介護保険法の規定に基づく指定居宅サービス事業所、指定介護予防サービス事業所、指定居宅介護支援事業所、指定地域密着型サービス事業所、指定地域密着型介護予防サービス事業所、指定介護予防支援事業所、介護保険施設、基準該当居宅サービス事業所、基準該当介護予防サービス事業所、基準該当居宅介護支援事業所及び基準該当介護予防支援事業所、第1号訪問事業実施事業所、第1号通所事業実施事業所、第1号介護予防支援事業実施事業所において事故が発生した場合における介護保険指定事業者等から保険者及び秋田県(以下「県」という)への報告の取り扱いを定め、事故の速やかな解決並びに再発の防止を図るとともに、利用者及び入所者(以下「利用者」という。)に対するサービスの質の向上及び事業所・施設(以下「事業所等」という。)の適切な運営に資することを目的とする。

第2 報告の対象となる事業者及び介護保険サービス

事故報告の対象は、介護保険指定事業者及び基準該当サービス事業者(以下「各事業者」という。)が行う秋田県条例、横手市条例及び横手市要綱に規定する事故発生時の対応であって介護保険適用サービスに関わるものとする。

第3 報告の範囲及び程度

報告すべき事故の範囲及び程度は、事業所等の責任の有無にかかわらず、介護サービスの提供に係る事故とし、次のとおりとする。

- 1 サービス提供中の利用者の負傷、誤嚥、誤薬、死亡事故、行方不明、無断外出などの発生

留意事項

- (1)負傷の程度については、医療機関への受診又は事業所等内における医療処置を要したものである。

例:骨折、打撲、捻挫、脱臼、切傷、火傷、意識不明など

- (2)「サービスの提供中」とは送迎、通院、レクリエーションでの外出、通所介護事業所等での夜間宿泊サービス等の間の事故を含むものとする。

また、居宅の通所・入所サービス及び施設サービスにおいては、利用者が事業所等内にいる間は「サービス提供中」に含まれるものとする。

- (3)利用者の自己過失による事故であっても、(1)に該当する場合は報告対象とする。
- (4)原因が利用者の疾病によるものと明らかな場合は報告を必要としない。ただし、後日

利用者家族等から疑義や苦情の申し出があった場合、損害賠償事故に発展する恐れがある場合又は発展した場合は報告対象とする。

(5) サービス提供中の事故により第三者が死亡、重篤状態となった場合も報告対象とする。

2 食中毒及び感染症の発生

報告の範囲は、食中毒全般、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)に規定する感染症(一類感染症、二類感染症、三類感染症、四類感染症、五類感染症、新型インフルエンザ等感染症、指定感染症、新感染症)及びノロウイルス、レジオネラ症、疥癬、結核とする。

報告は、「社会福祉施設等における感染症等発生時に係る報告について」(平成17年2月22日厚生労働省通知。令和5年4月28日一部改正。以下「老健局通知」という。)に準ずる形で行うこと。

また、老健局長通知に基づく食中毒及び感染症の発生報告は、事業所・施設が所在する地域を管轄する保健所に別途報告する必要があるため留意すること。

(参考)老健局通知における市町村及び保健所への報告基準

- ア 同一の感染症若しくは食中毒による又はそれらによると疑われる死亡者又は重篤患者が1週間内に2名以上発生した場合
- イ 同一の感染症若しくは食中毒の患者又はそれらが疑われる者が10名以上又は全利用者の半数以上発生した場合
- ウ ア及びイに該当しない場合であっても、通常の発生動向を上回る感染症等の発生が疑われ、特に施設長が報告を必要と認めた場合

3 喀痰吸引及び経管栄養に関する事故の発生

喀痰吸引及び経管栄養(胃ろう、腸ろう、経鼻経管栄養)に関する事故が発生した場合は報告すること。

4 役員及び職員の交通事故・法令違反・不祥事等の発生

報告の範囲は、利用者や事業所等に損害を与えたものとする。

例:利用者からの預かり金の横領や紛失、個人情報漏洩や紛失、送迎時の交通事故、利用者宅の家屋等の損壊や利用者宅からの窃盗、事業所会計からの横領など。

5 地震・風水害や火災などによる被害の発生

地震や風水害、火災などによる利用者や職員の人的被害及び施設・設備・敷地等の損壊などが発生した場合は、横手市または県からの被害確認の問い合わせの有無にか

かわらず速やかに報告すること。

報告すべき被害程度の認定は、防災ハンドブック(秋田県)第3章被害報告による。

6 1～5以外で横手市又は事業所等の管理者が報告を必要と認めた事故

第4 報告先

各事業者は、第3で定める事故が発生した場合は、次の(1)、(2)及び(3)の関係機関へ第5の手順により報告する。

- (1)横手市
- (2)利用者等(被保険者)の保険者
- (3)秋田県長寿社会課

第5 報告の手順

- 1 事業者は、事故が発生した場合は直ちに家族又は身元引受人、居宅サービス等利用者の場合は担当の居宅介護支援事業者(介護予防サービス、または介護予防・日常生活支援総合事業利用者)の場合は地域包括支援センターまたは受託居宅介護支援事業者)に連絡するとともに、事故処理の一応の区切りがついたところで第4の報告先に第6で定める事故報告書(以下「報告書」という。)を提出する。

ただし、次の重大事故については直ちに第一報を電話等で行い、その後すみやかに報告書を提出する。

- ①利用者等の死亡、重篤事故
- ②一酸化炭素中毒
- ③利用者等の失踪・行方不明(捜索中のもの含む)
- ④利用者等に対する虐待(疑いを含む)
- ⑤役員及び職員の不法行為(預かり金の着服・横領等)
- ⑥火災の発生
- ⑦自然災害(地震、風水害等)による建物、施設の損壊

2 報告期限

報告書は事故の発生を知った日から5日以内に提出すること。ただし、第6で定める様式5の軽度なケースに係る事故報告書は、毎月10日まで前月分を報告すること。

3 途中経過及び最終報告

事業者は、事故処理が長期化する場合は、適宜、第6で定める報告書により事故処理の途中経過を報告するとともに、事故処理について区切りがついた時点で、最終報告書を提出する。

ただし、次のような場合は、最後に提出された報告書以降の内容とともに事故処理の結末を記載し提出する。

- ①事故により入院していた利用者が退院した場合
- ②行方不明者が発見された場合
- ③食中毒、感染症が終息した場合
- ④損害賠償が終了した場合
- ⑤自然災害等で被害を受けた施設や設備が復旧した場合
- ⑥不祥事等による利用者への損害が回復された場合
- ⑦その他事故処理の結末を報告する必要があると思われるもの

なお、軽度なケースに係る事故報告書の対象となる事故について、報告後に利用者の状態悪化等により医療機関への受診を要した場合は、様式1の報告書により改めて報告すること。

4 留意事項

- (1) 報告書には利用者等の個人情報が含まれるため、その取り扱いに十分配慮する。
- (2) 報告は、第一報等の電話報告を除き、原則として第6で定める報告書で行う。
- (3) 横手市への報告は原則電子メールとし、秋田県長寿社会課への報告は報告書を秋田県事故等報告システムから提出すること。市外保険者への報告は当該保険者が定める方法により報告すること。
- (4) 軽度なケースに係る事故報告書は、横手市のみへの報告とする。軽度なケースに係る事故で県への報告が必要なものは、様式1の報告書で行う。

第6 報告書の様式と内容

- (1) 様式1(介護保険事業者 事故報告書)・・・死亡事故、傷病事故、行方不明、無断外出、誤嚥、誤薬、役員及び職員の交通事故、法令違反、不祥事など、様式2から5以外に関するもの
- (2) 様式2(感染症発生報告書)・・・感染症、食中毒に関するもの
- (3) 様式3(アクシデント報告書)・・・喀痰吸引、経管栄養の事故に関するもの
- (4) 様式4(自然災害等報告書)・・・地震・風水害や火災に関するもの
- (5) 様式5(軽度なケースに係る事故報告書)・・・様式1に関する事故で医療機関への受診又は事業所等内における医療処置を要しなかったもの

第7 報告事項

- (1) 様式1(介護保険事業者 事故報告書)
 - ①報告年月日、報告回数
 - ②報告者

事業所名、事業者番号、所在地

③事業所が提供しているサービス種別

④事故のあった利用者の概要

氏名、住所、年齢、性別、要介護度、認知症高齢者日常生活自立度、サービス提供開始日、保険者名

⑤事故の概要

発生日時、発生場所、事故の種別、事故時の状況、事故の内容

⑥事故発生時の対応

事故処理の経緯、受診した医療機関、受診・治療の概要、傷病名、受診の結果

⑦事故発生後の状況

利用者の状況、家族又は身元引受人への報告・説明内容、連絡済みの関係機関

⑧再発防止への取り組み

- ・事故の原因分析のためにとった方法(関係者による検討会など)
- ・事故の要因・原因の分析過程及び結果
- ・再発防止のためにとった具体的な措置(設備、器具の改善等)及び再発防止に向けた取り組み方針
- ・再発防止のため職員に対して行った周知の方法(研修会の開催等)
- ・事業所の事故防止体制の状況

(2)様式2(感染症発生報告書)

①施設(事業所)の状況

担当者名、施設管理医師名、利用者数

②疾患名

③患者発生状況

患者数、入院者数、死亡者数、発生経過

④施設(事業所)の対応状況

⑤特記事項

(3)様式3(アクシデント報告書)

①報告者状況

報告年月日、事業所名、管理者名、記入者職・氏名

②事故の状況

発生日時、発生場所、対象者

③事故の情報

行為の種類、第1発見者、事故の発生状況、医師・看護職員への報告、事故への対応、救命救急処置の実施、事故が発生した背景・要因、事故の影響度分類

④医師・看護職員の助言等

(4)様式4(自然災害等報告書)

①報告年月日、前回報告年月日、報告回数

②報告者

事業所名、管理者名、事業者番号、所在地、報告書記載者職氏名、電話番号、FAX番号

③事業所が提供しているサービス名

④災害の概況

被災名、発生日時、発生場所、災害の内容

⑤被害の概況

死傷者、施設、付帯施設、設備、敷地、ライフライン、被害の内容

⑥応急対策の状況

対応の経緯、復旧の見通し、連絡済みの関係機関

(5)様式5(軽度なケースに係る事故報告書)

①事業所名

②報告年月

③報告者

④事故発生日時

⑤事故のあった利用者の概要

氏名、性別、要介護度

⑥事故の概要

発生場所、事故の内容、事故発生時の状況、医療処置の内容等

第8 報告に対する横手市の対応

(1)必要に応じて事業者への調査及び指導を行うとともに、利用者に対して事実確認等を行うなど保険者として必要な対応を行う。

この場合、当該被保険者の属する保険者が主たる対応を行うものとするが、事業者への事実確認等において必要がある場合は、当該被保険者の属する保険者と連携を図るものとする。

(2)横手市において指定権限のあるサービス事業者の報告について、基準違反のおそれがある場合は、状況を確認のうえ必要な対応を行う。

(3)県との連携が必要と判断される場合は、県と連携して対応する。

(4)消費者安全法により消費(役務)安全性を欠くことにより生じた死亡事故等については、消費者庁等へ報告を行う。

第9 報告を要しない事故とヒヤリ・ハットについて

横手市に報告を要しない事故とヒヤリ・ハットについては、事業者で記録様式を作成し、適切に記録すること。なお、ヒヤリ・ハットは介護事故に至る危険性があったが、実際は事故に至らず利用者に実害はなかったケースといえる。

附則

この要領は、平成26年11月1日から施行する。

附則

この要領は、平成27年5月29日から施行する。

附則

この要領は、令和7年2月15日から施行する。